

入間市水道事業給水条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現 行
<p>(水道利用加入金)</p> <p>第 6 条 給水装置の新設又は改造(水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込みをしようとする者は、メーターの口径の区分に応じ、次の表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として管理者に納付しなければならない。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。</p>	<p>(水道利用加入金)</p> <p>第 6 条 給水装置の新設又は改造(水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込みをしようとする者は、メーターの口径の区分に応じ、次の表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として管理者に納付しなければならない。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。</p>
略	略
<p>2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等の場合にあつては、給水装置又は流末装置(配水管から水の供給を受けるために設けられた水槽、当該水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。第17条第4項において同じ。)の新設、改造又は増設(給水を受けていないもので新たに給水を受けることとなる場合に限る。)(以下この項において「給水装置等の新設等」という。)の申込みをしようとする者は、各戸又は各室で引き込む管の口径の区分に応じ、前項の表に定める金額に給水装置等の新設等をしようとする戸数又は室数をそれぞれ乗じて得た額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、メーターの口径が13ミリメートル又は20ミリメートルで一般家庭の家事に使用するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号に規定する住宅に限る。)の給水装置の新設について、当該新設に係る申込者が引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ、自ら使用する場合に限り、加入金は、同項の表に定める金額から</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等の場合にあつては、給水装置又は流末装置(配水管から水の供給を受けるために設けられた水槽、当該水槽から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。第17条第4項において同じ。)の新設、改造又は増設(給水を受けていないもので新たに給水を受けることとなる場合に限る。)(以下この項において「給水装置等の新設等」という。)の申込みをしようとする者は、各戸又は各室で引き込む管の口径の区分に応じ、前項の表に定める金額に給水装置等の新設等をしようとする戸数又は室数をそれぞれ乗じて得た額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、メーターの口径が13ミリメートル又は20ミリメートルで一般家庭の家事に使用するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号に規定する住宅に限る。)の給水装置の新設について、当該新設に係る申込者が引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ、自ら使用する場合に限り、加入金は、同項の表に定める金額から</p>

<p>50,000円を控除した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、1箇月につき、次の表に定める基本料金及び従量(超過)料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>略</p>	<p>50,000円を控除した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、1箇月につき、次の表に定める基本料金及び従量(超過)料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>略</p>
--	--

### 入間市下水道条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料は、毎使用月(使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1箇月の期間をいう。)において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した額<u>に100分の110</u>を乗じて算定する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料は、毎使用月(使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1箇月の期間をいう。)において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した額<u>に100分の108</u>を乗じて算定する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>